

滋賀県糖尿病協会寄付金のお願い（趣意）

平素は当協会活動に格別のご支援を賜り有難く厚く御礼申し上げます。

さて、当協会は糖尿病に関する正しい知識の普及啓発、患者さんおよびその予備軍に対する療養指導等を行い、会員の資質の向上を図ることを目的に発足しました。現在、糖尿病患者さんと糖尿病にかかわる医師、看護師、管理栄養士、薬剤師などの医療職者を中心とした団体として活動しています。

ご承知のように「糖尿病が強く疑われる人」、「糖尿病の可能性を否定できない人」を合わせて全国で 2,000 万人が糖尿病に関連のある人とされています。この現状に対し治療指針、先進医療の開発による合併症の抑制は必須であり、予防法の確立と患者さんへの素早い対応が求められています。

当協会は、公益社団法人日本糖尿病協会と連携して「月刊糖尿病ライフさかえの配布」、「糖尿病教室」、「糖尿病ウォークラリー」、「糖尿病及び合併症予防のための講演会」、「糖尿病料理教室」などを通じて、糖尿病の抑制や合併症の防止に力を注いでいます。これもひとえに、皆様方のご支援・ご協力により成り立っています。つきましては、当協会への寄付金を賜りますようお願い致します。

敬具

令和元年 12 月 1 日

滋賀県糖尿病協会
会 長 岡本 元純

本協会の目的（会則第 3 条関係）

本協会は、公益社団法人日本糖尿病協会（以下「日糖協」）という。）と連携して、広く糖尿病に関する知識の普及啓発を行い県民の健康増進に寄与するとともに、会員の資質の向上と交流を図ることを目的としています。

事業内容（会則第 4 条関係）

本協会は、目的を達成するために以下の事業を行うこととしています。

- (1)糖尿病の予防及び治療に関する知識の普及啓発、
- (2)糖尿病の患者及び家族に対する療養指導、
- (3)日糖協機関紙「さかえ」の配布、
- (4)講演会、研修会等の開催、
- (5)小児糖尿病「サマーキャンプ」に対する後援、
- (6)ブロック協議会及び分会の育成指導、
- (7)日糖協との連携、
- (8)その他、本会の目的を達するために必要な事業

会員（会則第 5 条関係）

本協会の会員には、「正会員」と「賛助会員」がございますが、正会員は、日糖協に同時に入会していただくこととなっております。

- (1)正会員 本会の目的に賛同し入会した個人
- (2)賛助会員 本会の事業を賛助するために入会した個人又は団体

入会（会則第 6 条関係）

会員として入会しようとする者は、入会申込書（第 1 号様式）を会長に提出して頂きます。

会費（会則第 7 条・付則 1 関係抜粋）

会員には、以下に定める会費（年会費）を納入していただきます。

- (2)賛助会員 30,000 円／一口

賛助会費の納入（会則第 7 条関係）

- (1)本協会は、申込口数に基づき賛助会員へ請求書を交付します。
- (2)賛助会員は、本協会からの請求書に基づき、すみやかに納入していただきます。

賛助会員の資格と権利（会則第 5 条関係）

賛助会員は、日糖協月刊誌「さかえ」の頒布を受けられる。また、本協会が主催する総会及び集会等にオブザーバーとして参加することができます。

役員名簿 別紙のとおり